第1303号
AFN-1303

Timely

1994年1月17日創刊　毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版
2020年　2/10（月）

『令和2年度税制改正大綱（6）　連結納税をグループ通算に移行』

法人税で注目されるのが、連結納税制度の見直しである。各子法人間の連絡・調整が煩雑で申告や修更正の事務負担が過重であった現行制度に代えて、各子法人が個別に計算及び申告を行いつつ損益通算等を行うグループ通算制度に移行される。適用開始・グループ加入時の時価評価課税・欠損金の切捨て等について組織再編税制と整合性が取れた制度とすることでその対象が縮小され、組織再編やM＆Aによる100％子法人の加入が柔軟に行えるようになる見込み。適用対象・適用方法は連結納税制度と同様となるが、青色申告の承認取消から5年を経過していない法人、青色申告の取りやめの届出から1年を経過していない法人は対象から除かれる。グループ通算制度の承認が青色申告の承認とみなされ、青色申告の承認の取消はグループ通算制度の承認の取消とみなされるほか、承認の却下事由に、帳簿書類の隠蔽・仮装その他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること、が加えられる。連帯納付責任は親法人及び各子法人にある。中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額となるが、グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合は、すべての法人が該当しないこととされる。

『高齢者の安全と健康の報告書　求められるエイジフレンドリー』

生涯現役を目指す動きが活発化していることは既報の通りだが、そのためには個人の健康管理のみならず、職場における安全確保や安全衛生対策が必要となることは言うまでもない。**厚生労働省の「人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」は、高齢者が安全で健康に働ける職場の実現に向けて取り組むべき事項に関する報告書をとりまとめた。**

現在、労働災害による休業4日以上の死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合は26％（平成30年）で増加傾向にある。年齢とともに瞬時の対応力、判断力が鈍くなるのは当然のことで、若さゆえに回避できる危険性があるのであれば、企業として排除すべき課題となる。

事業者に求められる事項としては、危険源の特定等のリスクアセスメントの実施、身体機能低下を補う設備・装置の導入等や働く高齢者の特性を考慮した作業管理等の改善、健康診断や体力チェックによる健康状態の把握等、経験のない業種や業務に従事する高齢者に対する丁寧な教育訓練などがあげられている。

職場に高齢者が増加しているにも関わらず、従来のままの安全衛生体制で十分なわけはない。企業として危険から従業員を守る必要があるだろう。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM)　※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター
〒460-0012　名古屋市中区千代田三丁目14番22号
（葵総合税理士法人）
TEL：(052) 331-1768　FAX：(052) 332-5282